

## ❶ 物価高騰対策臨時定額給付金（2万円）のお知らせ

町では、国の令和7年度補正予算により通知された「物価高騰対策重点支援地方交付金」を活用し、物価高騰の影響を受ける住民生活を早期に下支えするため、食料品の物価高騰対策として全住民を対象とした給付金事業を実施することになりました。

◆給付対象者 基準日（令和8年1月1日）時点で黒潮町に住民登録がある方

◆受給権者 世帯主 ◆給付額 世帯構成員1人につき2万円

◆申請方法 ①令和6年度物価高騰対策給付金（均等割世帯）、令和6年度住民税非課税世帯臨時特別給付金を受給した世帯の方…申請不要

②①以外の世帯の方…「申請書」を送付しますので、内容を確認のうえ、必要事項を記入し、担当窓口まで提出してください。

3月19日（木）必着 ※期限を過ぎての受付はできませんので、ご注意ください。

◆給付方法 上記①の方 令和6年度給付金の振込先に直接振り込みます（2月中旬）。

上記②の方 申請書受付後、審査のうえ、申請者の口座へ随時、振り込みます。

配偶者からの暴力を理由に避難している方への支援

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により令和8年1月1日以前に今お住まいの市区町村に住民票を移すことができなかった方は、所定の手続きをしていただくと、次の措置が受けられます。

◆措置の内容 世帯主でなくとも、同伴者の分も含めて、申請書を提出いただくことで、給付金を受け取ることができます。手続きを行った方とその同伴者分の給付金は、令和8年1月1日時点の世帯主（配偶者など）には支給しません。

◆手続きの方法 該当する方は、担当窓口にご連絡のうえ、措置を受けたい旨を申し出ください。「物価高騰対策臨時定額給付金に係る配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書」などの書類を現在お住まいの住所にお送りしますので、必要事項を記入し、次のいずれかの書類を添えて給付金担当窓口に提出してください。

◆添付書類（※必須）

- ・婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターなどが発行する証明書
- ・保護命令決定書の謄本または正本

※同伴者がいる場合は、同伴者についても記載されていることなどが必要です。証明書がない場合は、措置の対象外となります。

◆申出期限 2月9日（月）午後5時まで

※申出期限を過ぎた場合は、世帯主に支給されますのでご注意ください。

給付金を装った詐欺にご注意ください

- ・ATM（現金自動預払機）の操作、手数料の振り込みをお願いすることは、絶対にありません。
- ・世帯構成、個人番号、口座の暗証番号などの個人情報を電話やメールでお問い合わせすることは、絶対にありません。
- ・政府機関や自治体などを装った偽サイトにもご注意ください。

○お問い合わせ 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112

## ❷ 養育里親になりませんか

県では、約400人の子どもたちが、さまざまな事情により家族と離れ、施設や里親家庭で生活をしています。

里親制度は、子どもの健やかな成長のため、自分の家庭に温かく迎え入れて養育する子どものための政策です。里親の種類には、養育里親、養子縁組里親、親族里親があります。

里親になるために特別な資格は必要ありません。健康で経済的に困窮しておらず、子どもを理解し、幸せにしたいと思う気持ちが大切です。



里親になりたいとお考えの方、興味がある方は、お気軽にお問い合わせください。

○お問い合わせ

養育里親について興味がある方 里親サポートセンター結いの実 ☎088-872-1012

里親制度についての質問など 高知県中央児童相談所養育支援部 ☎088-821-6700